



Title	林業における地代理論の考察
Author(s)	鈴木, 尚夫; SUZUKI, Hisao
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 22(1), 215-252
Issue Date	1962-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20821
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(1)_P215-252.pdf



林業における地代理論の考察

鈴木 尚夫*

A Study on the Land-rent Theory in Forestry

By

Hisao SUZUKI

目 次

1. 林業における地代理論研究の意義	216
2. 方法論についての考察	222
A 石渡氏「林業地代論」の方法論	223
B 高橋氏「林業地代論」の方法論	227
3. 林業における地代形態	234
A 林業の経済的構成概念	234
B 林業の地代形態	240
4. 育成林業と地代理論	247

要 約

1. 古典林学では、地代問題は経営問題のなかに埋没され、林業経済研究の対象とはならなかった。わが国の林政学で、地代の問題を最初に提起したのは、島田教授であった。戦後の林業経済研究は、この問題提起をうけついで、すすめられてきたが、まだ解明されるに至っていない。それは、島田教授の問題提起を正しく理解しなかったことによると考えられる。したがって、もう一度出発点に立ちかえって、研究のすすんできた過程を再検討してみなければならない。

2. 林業地代について、もっとも体系的にのべられている石渡貞雄氏の「林業地代論」と高橋七五三氏の「林業地代論」を、検討する。石渡氏は、林業を、採取林業と育成林業の異質的な二部分からなる、と規定する。そして採取林業には礦業地代を、また、育成林業には農業地代を、それぞれ同性質の産業とみて、これらを適用する。最後にこの二つの林業を一つの産業として統一的に理解しようとする。しかし、異質的なものとして分割された二つの林業は、結局統一的に理解することはできなかった。

高橋氏は、石渡氏のように林業を二つに区分すべきではないと主張する。しかし、現実に行なわれている二つのこととなった生産方法を無視したため、同氏の理論は混迷におち

* 林業発達史調査会

こんだ。

3. 石渡・高橋両氏の理論を検討した結果、両氏ともに、林業についての経済的概念を正しく把握していないことが明らかとなる。林業の経済的概念を正しく把握することが先決の問題となる。問題の焦点は、採取林業と育成林業の、二つのことになった生産方法は、どのような関係にあるのか、ということである。技術的にみると、育成林業は採取林業の発展形態である。すなわち、採取林業における天然の林業的土地の立木状態を、資本と労働によって人工的に改良したのが育成林業である、と考えることができる。これを経済的にいえば、採取林業に、土地改良資本と同じ性質をもった育林資本が、追加的に増投されたものが育成林業である、とみることができる。

一般的地代理論は、原理的に、土地改良資本が投下され、地代が不純な形をとる場合を除外している。したがって育成林業に、一般的地代理論を機械的に適用することはできない。一般地代理論をもって考察しうるのは、採取林業のみである。

4. 育成林業に投じられる育林資本は、経済的に土地改良資本と同じ性質であるが、いわゆる土地資本ではない。その性質は流動資本である。しかし、育林過程の技術的な特異性によって、育林資本は、利子生み資本に擬制化される。土地資本がうけとるのは、利潤ではなくて利子であると同様に、育林資本の分配所得の性質は利子である。

1. 林業における地代理論研究の意義

農政学あるいは農業経済学が地代成生の論理に関する研究を中心的課題として展開をみてきたのにたいして、古典的な林政学においては、地代に関する研究は特別な意義をもつ問題対象とはされなかった。

古典的な林学に地代の概念が導入されたのは、農学においてもそうであったように、経済学の問題としてではなく、経営学の問題としてであった。それは、1858年、プレスラーが「合理的林業経営者と最高収益の林業」と題する著書をもって、合理的な林業経営は土地よりの純収益を最大にするような経営方法をとるべきであるとする土地純収益説を林業経営論上の問題として林学界に上提したことに端を発するとされている。プレスラーの提唱した土地純収益経済論は、土地を除くすべての資産、ことに立木蓄積は一定の利率にまわることをもって満足し、剰余の他のすべての部分は土地の収益能力に帰すべきであると考え、合理的な林業経営は、この土地の収益能力を最大にすることを目標とすべきであるという理論であった¹⁾。

このような理論が合理的林業経営の問題として提起されたのは、投資者たる経営者と土地所有者が人格的に一致しており、土地所有による収益と資本による収益が混然一体となって林業経営者＝土地所有者の所得に帰属するという普遍的な経済的關係にくわえて、

林木には一定の成熟期がなく、いかなる林齢で伐採するのが、もっとも合理的であるか、もっとも高い収益性をあげる経営とすることができるか、という経営理論上の未解決な問題が、重要な課題となっていたからである。すなわち、林業経営者＝土地所有者の取得する収益の内容をどのように規定するかによって、その収益性を最高にする伐期齢が算出されるのであった。したがって土地純収益説は、これに反対する森林純収益説との間に、伐期齢決定の合理性、非合理性をめぐって、長い間論争された。すなわち、これを藁部博士の著述によって要約すればつぎのごとくである²⁾。

森林純収益説は「輪伐期甚高き為め、法正蓄積として甚多量の立木蓄積を横へなければならぬのであって、従って純収益は相当多くても、立木蓄積の利廻りを考へるならばそれは可なり小さいものになる」が「一定面積の森林から最も価値多き木材原料を有利に供給するものとして適当である」。これにたいして、土地純収益説によるときは、「単位面積年平均の価値生産絶対量は(一)[前者一引用者]のそれよりは少いが、併し輪伐期が低い為、法正蓄積として横へるを要する立木蓄積量は遙かに小になり、従って純収益は少くとも、立木蓄積価は林業利率だけに利廻りする計算になる」。

林業の経営においては土地も立木蓄積もともに資産であり、ことに後者は通常前者よりもはるかに価格が大であるにもかかわらず、土地のみを重んずるのは不公平であるなどの批判がこの主張に加えられたが、森林純収益説を圧倒し、多大の支持をえて学界において優位をしめていった現実的な根拠は「森林純益経済に基く高輪伐期の老林木は生長衰へ、其価格生長は最早生産資本の利子を補ふに足らざること、及老林木は腐朽・梢枯・風害等によって価格を減じ、且人工的にも天然的にも伐跡の更新が困難になる等」の経営の実践的要請にあった、と理解される。

土地純収益説の論理においてもっとも重要なことは、林業所得を土地所有資格に所属する収入と、資本に帰する収入とを、経営経済的な観点からではあるが、区別したことである。森林純収益説は、収入から経費を差引いた剰余を森林純収益とし、この収益の単位面積当り年平均最大を追求することを林業経営の目標とするものであったから、前記のような識別すなわち地代と利潤あるいは利子を区別しなかつたことにくらべて、論理的にいちじるしい前進であった。

プレスラーの提起によって経営経済的な地代の概念が林業において定着をみたにもかかわらず、土地所有者が林木育成投資を自ら行ない、その収益を土地所有者＝投資者として全額を取得するという形態がそのまま維持され、地代は独立の収入形態に分化することがなかつたため、地代問題は林業経営のなかに埋没され、経済学の問題対象にまで上昇する契機がなかつた。林業地代についてのつぎのような誤解は、その埋没の深さを示すものといえよう³⁾。

「林業の地代 (rent) はリカルドーが概念づけた処の、小作人から地主に支払われる地代とは異なる。林業に於ては小作関係は存在しないから、こんな地代も存在しない。林業経営者は自ら土地を所有することを原則とする。稀にみる借地林業に於ても定期の地代を払ふことなく、通常地代は造林の始めに於て、簡単に収穫物の幾割 (普通二三割) と契約で定めて置いて、数十年の後林木を伐採する時に、此の割合で生産物を分収する (部分林) のであつて、勿論此場合地主が借地人を搾取する如きことも考へられず、全く農業の地代と其の趣を異にする。〔中略〕林業の地代は、林業経営の結果たる利益が、支出せられた経費に超過する額、即ち純益の一部として、土地の生産力に帰すべきものを謂ふ」。

わが国の林政学において、以上のように経営経済のなかに深く埋没された地代の問題をほりおこし、経済学研究の中心課題として問題を提起しなしたのは、周知のように島田教授である。同教授が「森林組合論」の序に書かれた主観的意図はどうであつたにせよ客観的にはきわめて重要な問題提起であつて、これを正しく評価することが、戦後の林業経済研究の第一の課題であつたといつても、けつして過当ではないと思われる。若干長文にわたるが、引用すればつぎのごとくである⁹⁾。

「現在の林産資源は、この自然材的なものと経済材的なものとの〔採取林業によるものと育成林業によるものとを指す一引用者〕の併存よりなり、市場に供出さるる林産物は両者の混淆構成よりなる。その比率は地理、国情によって区々たるのみならず、その商品交通の領域の拡大につれて前者は後者に対して屢々市場攪乱的な作用を及ぼす。林業がいま猶かかる発展の過程にあることが、これの生産業としての基礎を非薄ならしめ、また吾人をしてこれを支配する経済原理の追求に対する熱意を喪失せしめる。然しいつまでもこのままでは恐らくありえまい。なるほど、林業所得の分配は、リカドウが農業に関して展開したような三階級、すなわち、土地の所有者、耕作に必要なストックの提供者、およびその労力によって土地を耕す労働者へ判然分割さるることはないであろう。林業では地主と小作人の階級分化はなくして地主即ち資本所有者である。所要労働量は極めて乏しくして、所得の分配としての賃銀はその育成行程において重要な位置を占めない。これらのもろもろの関係も亦林業の生産及び所得の問題の究明を等閑にする原因となつた。林業は資本的集約の産業であると通常いはれる。その謂ふところは、土地資本の額が低くして林木資本が多額を占めるからと謂ふにある。しかし、林木資本は果して資本でありうるか、これを肯定するとして夫れの資本としての在り方如何、といふやうな問題に当面する。所詮、土地産業としての林業に横はる地代の問題と、林木育成の前払資本がその伐採の時期に累積回収さるる形式での利潤率の問題とを解明せざれば真の林業経済学は成立しえぬであろう。これらの課題は、わたくしのこれからの研究生活における宿題であつて、現在はわたくしの能力の外である」。

この敘述から古典的な林政学—それは経済学を基礎的な理論とするものではなく、経営経済に主要な理論的根拠をもとめていると特徴づけることができる—の限界を意識し、林政学を経済政策学の一つの肢体的領域として脱皮発展させるためには、林業をより科学的に解明する林業経済学の成立に期待しなければならないとする強い問題意識を読みとることができるだろう。そして林業経済学研究の中心的課題として地代と利潤の解明があげられている。

ところで、なぜ地代と利潤の問題が林業においてとくに解明されなければならないと考えられたのであろうか。育成的林業が農業と同じように土地産業であるとすれば、利潤および地代の一般理論はすでに確立されていたとみることができるから、ことさらにこれを林業においてとくに考察する必要はないわけである。それらの理論を林業に単純に適用しえたのではなかったらうかという疑問は当然である。問題提起の直接的なもっとも端的な契機は、経済的現象形態の差点にあったことは明らかである。二つのことなった生産形態によってもたらされる同種の林産物の同一市場における共存、三階級の未分化—地主即資本所有者—状態、育林資本が伐採の時期に累積回収される形式での利潤の実現形態などが、それである。一つの理解の仕方は、このような現象形態の相違を既成の経済理論でどのように解釈するかを求めたものにすぎないとするものである。提起された問題をこのように理解するならば、その意義は、はるかに軽い評価をうけとらざるをえない。そうではなくて、つぎのような理解の仕方が、客観的にはもっとも正しいのではなかろうか、と考える。すなわち、林業を経済学的に理解するためには、たんなる既成の経済理論を機械的に適用するだけでは、解明しえない問題がのこるのであって、そこにのこる問題がなにであるかを明らかにした上で、それを解明することが、林業経済学の課題である、とする理解の仕方である。後者のような主張を根拠づける理由は、「林木資本は果して資本でありうるか、これを肯定するとして夫れの資本としての在り方何如」という島田教授の疑問に注目するからにはかならない。農業資本と林木資本(育林資本の形態転化したもの)が等質のものであると考えられていたとするならば、このような疑問はおこりうるはずはない。同じ土地産業の形態をとっているが、林木資本は農業資本とことなるなにもものかがあるのではないかという疑問が、そこに伏在していたからこそ、「林木資本は果して資本でありうるか」というシビアな問題提起となったと理解すべきであろう⁹⁾。利潤率の解明の問題もこのような理解と関連させてはじめて、正当に位置づけて読むことができる。

戦後の林業経済研究は、植民地の喪失による森林資源の絶対的な減少、林産加工資本の発展によるそれとの矛盾の激化と土地利用をめぐる農地制度との矛盾などの現実の要請にうながされて、めざましい進歩発展がみられたことはあらためてのべるまでもない。地代理論の考察も林業経済研究の一つの重点課題とされ、石渡・高橋その他多くの同学諸氏

によって、かなり高く評価すべき業績がつかさねられたことも周知の事実であろう。

ところで、これらの業績を高く評価するとしても、どのような評価の仕方をするかによって、今後の林業経済研究の方向や焦点課題の設定に大きな相違がでてくるということに深く留意する必要がある。すなわち、これらの業績によって、島田教授が提起された問題の核心的部分はすでに解明されたと評価するか、それとも、形式的には解明されたようにみえながら、本質的には、まだその核心の解明にはいたっていないと評価するかによって、つぎのようないちじるしくこととなった指向を示すことになる。

前者によるならば、林業における地代理論の原理的な考察段階は終了したから、つぎの課題は、その歴史的な発展過程の追求および地代理論をふまえての現状分析に、移されるであろう。後者はこれに反して、戦後の研究業績はそれなりに高く評価され、重要な意義づけをなすべきであるとしても、それは一般理論の林業への適用に余りにも急でありすぎたのではなかったという反省にもとずいて、これまでのような機械的適用によっては解明しえない問題の伏在を林業にみるものである。それはいうまでもなく一般理論の普遍妥当性にたいする疑問でもなく、まして古典的林学が固執した偏狭な特殊性を復古的に容認しようとする立場とは無縁である。しかし一般理論の林業への適用にあたって、古典的林学が特殊性を強調してきた意味を、無意味な偏執として無視さるべきではなく、その真の意味をこそ一般理論の貫徹を検証する過程において解明しなければならないと考えるからである。したがって、戦後の林業経済研究は、古典的林学—林政学および経理学—が揚棄されなければならない際にのこした遺産はなにであったか、そしてそれを正当に継承してきたか否かを、あらためて検討しなおさなければならないと考えるのである。島田教授の問題提起を高く評価しなおさなければならないゆえんは、ここに求められなければならない。

このように問題を提起しなおすに当って一応考慮しておかなければならないことは、上述の、林業地代理論はすでに原理的に解明されているという主張と発想基盤を同じくする林業地代理論研究の有意義性にたいする強い疑問についてである。それは村尾氏の「林業と原理論」に端的に代表されるとみて差支えあるまい⁹⁾。

同氏はその論稿において林業の自己規定的な特殊性に吟味をくわえ、育成的生産方法による生産期間の長大性と二種類の生産方法による林業の同時的共存を問題点とし、これを宇野・大内氏にならう原理論にそって検討される。そして生産期間の長大性については「この長いことがなにか質的な特殊性をもつものであることを明確化しないかぎり、ただ長いということだけで特殊性を一しかも質的な特殊性—主張することは無意味」であってそれがなんらかの意味をもつのは、「林業が、育成的な方法とともに、生産の長期性などが問題となりえない採取の方法によるところの林業、採取林業と共存していることのために、

その相対的關係における育成的林業生産の長期性が問題」を含むとされる。最終的にしばられた問題はいわゆる二範ちゆう林業であるが、これについても、原理論的検討をくわえられたのち「生産価格に関しても価値に関しても、所謂『二範論』は、現象に眩惑された、理論的には無意味な見解でしかない」と断定された。このように林業は原理論的にはなんらの矛盾も問題もなく解明されているゆえに、林業経済研究の残された課題はその段階論的追求ないし現状分析であろうという主張を展開されている。この論理は次項でみる石渡氏と同じ発想方法にもとづくものであって、きわめて平明であり、部分的にみれば説得的でもありうる。しかし、それにもかかわらず、このような論理が誤りであるといわなければならない理由は、林業それ自体についての経済学的認識が、同氏の原理論についての理解にふさわしくなく、常識的であり、非論理的であるからにはかならない。一般的抽象理論についての理解を過信し、機械的に林業をもそれをもって律しようとして失敗した戦後のある部面の研究の足跡を省察するならば、適用する場としての林業それ自体にもっと慎重な経済学的考察が加えられるべきであろう。

具体的に論証しよう。氏の論稿の冒頭はつぎのような断定からはじめられている。「現実的林業においては、経済学の原理論において想定するところの、所謂典型的な資本家的経営すなわち、『借地農業』資本家に雇傭されたところの賃労働者の労働による生産が、皆無といってよいほどおこなわれていない。」常識的には読みすごされやすい敘述である。しかし、現実的林業において、いわゆる典型的な資本家的経営は「皆無といってよいほど」稀少なものであろうか。事実はまさにその逆であって、原理論において想定されるところの資本家的経営は、わが国林業の支配的生産形態であったといえるであろう。村尾氏が、資本家的経営が皆無であるという現実認識をなされたのは、林業を育成的林業に代表させたからであろうことは明らかであり、筆者が、わが国林業の支配的な生産形態は若干の事情を捨象すれば、資本家的経営であったというのは、原理論において想定すべき林業を採取林業にみているからである。林業の本源的形態を育成的林業形態にもとめてはならないと考えるからである。

そこで問題は、採取的林業と育成的林業はどのような関係において結ばれているかという論点にうつされる。林業の本源的な形態は採取林業なのか、育成的林業なのか、それとも双方ともに本源的なものであるか。これをどのように認識するかによって、論理はまさに反対の方向に展開されるとすれば、二範ちゆう論は、現象に眩惑された理論的には無意味な見解として、まっ殺することは許されなくなる。二つの林業生産の方法にはきわめて重要な差異があるのであって、この差異の実体、その経済学的な本質をつきとめようとしたのが、戦後の林業地代論の研究努力なのであった。正確にいいなおせば、地代理論を武器として林業の経済学的構成概念を明確にしようとしたのが林業地代論の研究であった

のであるが、林業の経済学的本質と現象とのかけはなれが、きわめて大きかったために、くわえてまた地代理論にたいする理解も不正確であったために、林業における地代理論の貫徹を検証することのみ努力が傾倒され、基本の問題は見失われるにいたったといえよう。

二範ちゅう論は無意味であるという理論的帰結にもかかわらず、二つの生産方法をどう理解するかによって、現実の林業にたいする認識が、まさに正反対になるという矛盾をもった村尾氏の論稿の方法論的な誤りは、終局的には、未知の問題に属する林業の経済学的構成を、常識的な林業概念におきかえ、これを既知のものとして前提にすえたことにある。くりかえしていえば、林業の経済学的構成概念は、まだ明らかにされていないのであって、前記の島田教授が提起された問題の内容も、古典林学における思惟の範囲では、解明しえなかったこの問題を客観的には意味しているとうけとるべきであり、林業地代理論の研究は、理論的には完成された一般的地代論をよりどころとして、林業の経済学的構成概念を明らかにし、さらにすすんで、そこでの資本および土地所有の運動法則を追究することを課題としなければならないと考える。

この小論は、林業の経済学的構成概念を未知のものとし、これを明らかにする手段として林業における地代の理論的、現実的形態を追求しようとするものである。林業における地代論研究は、抽象的論理のもてあそびではなく、この点にこそ現実的にもはかりしれない意義があると考えからである。

- 注 1. 菌部一郎：林業政策，上巻，昭和15年刊，[p. 328]。プレスラーの所説の基礎となった土地希望価式は1813年にケーニッヒにより，1849年にファーストマンによって定式化されたが，その中心点をなす地代の概念は，チューネンが「孤立国」においてのべたそれとはほぼ同じである。「孤立国」は1826年に第一版が刊行されているから，その影きようをうけたことが考えられる。
2. 同書，[p. 328~9]
3. 同書，[p. 382~3]
4. 島田錦蔵：森林組合論，昭和16年刊，序 [p. 1~2]
5. 古典林学での特殊性の強調を，たんに経済学理解の仕方に帰せしめる見解に筆者は単純に賛成することはできない。古典林学を経済学の「孤島」たらしめてきた理由は，林業のなかに経済学理解をはばむ特殊な困難性が伏在するとみるべきであろう。
6. 村尾行一：林業と原理論，林業経済，137号，7~17，1960。

2. 方法論についての考察

林業地代について体系的考察を試みた労作として，石渡貞雄著「林業地代論」¹⁾，高橋七五三著「林業経済の基礎理論」²⁾，中山哲之助著「林業地代論入門」³⁾，半田良一稿「林業地代の基礎」⁴⁾，をあげることができる。それぞれ理論的な特徴をもつが，とくに，石渡・高橋両氏の林業地代論は，一般地代理論の理解に関しては決定的にことなるとは認められないにもかかわらず，こと林業地代の理論については，まったく相ぼうをことにする論理

を展開される。

筆者の考察も「同じく労働価値説に立ち乍ら、このように全く相反する見方をされているのはどうしたわけか」⁹⁾ という当然の疑問から出発する。このような相ぼうのちがいが、その依拠する一般理論の差に由来するものでないとするならば、両氏の方法論に、その由因をもとめてみなければならぬ。そこで石渡氏の方法論の検討からはじめよう。

A. 石渡氏「林業地代論」の方法論

石渡氏の「林業地代論」はまた「二範ちゆう林業論」ともいわれている。同著は林業における具体的な地代形態を解析するに先だって、つぎのようにのべられる⁹⁾。

「林業をただ単に農業範疇に矮小化すると云う誤謬は、林業を現実にみさえすれば、忽ち是正される。原始林乃至天然林採取業、伐出業をみさえすればよい。林業がこの部分で、資本投下する割合は極めて多いのである。それにも拘わらず、林業が農業範疇に矮小化されてきた理由と根拠については、既に第一章でみてきたとおりである。農業が植物や動物の育成過程を管理する産業であるかぎり、育成過程の管理と無縁な採取のみに係る産業としての原始林乃至天然林採取業が農業でないことは自明なところである。それは採取業としての鉱業と異なるところはない。だが、他方造林特に人工造林は明らかに農業である。造林特に人工造林のみを営む経営は農業である。造林特に人工造林と採取、伐出とを兼営するものは、農業と採取業の合体されたものである。林業には、かかる採取業と農業との二範疇が存在しているのである。今日の現実には、この二範疇の林業が同時的、平列的に存在している。そして問題は、実にこの二範疇の林業が同時的、並列的に存在する根拠がどこにあるかである」。

しばしば指摘されているように、ここでの二範ちゆう区分の仕方には問題がある。天然林であろうと人工林であろうと採取行程を担うものを採取業＝採取林業、育林行程を内容とするものを農業的な林業と区分して、これを範ちゆう化されている。これは当然、原始林、天然林を採取する採取林業と、人工的に林木を育成し、これを採取する育成林業の二区分とすべきであろう。このように理解しないかぎり、「農業に非ざる林業と農業としての林業」、「それら異質の二範疇の林業の同時的存在」と並列せしめることができないし、また「林業の発達が農業に非ざる林業から農業としての又農業的面の多い林業への発展」といわれる意味も、まったく不明となろう。

林業をこのように二つの異質的な範ちゆうの並列的存在と規定した上で、一般的な地代理論をこれに適用される。すなわち採取林業には鉱山地代の形態を、そして育成林業には農業地代の形態を、それぞれ原則的にあてはめうるものとされる。

二範ちゆうの林業で、源基的な地代の運動形態を検証されたあと、このような地代運動が、相互に関連なく、別々に行なわれるのではなく、一つの林業という産業のなかで、

同一市場における同一市場価格の成立という同一の規定をうけて、統一的に把握さるべきメカニズムを詳述される。

石渡氏がいわれる「二つの範疇の林業の分裂から統一」という意味は、二つのこととなった生産方法による林業の直接的な統一ではなく、市場価格規定を媒介とし、同一の規制をうけることによって、間接的に統一される、と理解していいだろう。

林業をほとんど育成林業のみに限定して考察してきた官房学的古典林学においては、石渡氏のような考察の手續を必要としない。林業は二範ちゆうではなく、したがってこれを統一する必要はないからであるが、林業を農業に矮小化する誤から林業を解放した結果、分裂した現象形態をとる二つの林業生産のメカニズムを統一的に理解することが、主要な理論的課題となったのである。

この論理の構成は、官房学的古典林学からの脱皮を刻印づける二つの種類の林業という識別を基礎とし、その上に一般経済理論を結合したものであったから、きわめて明快であり、合理的な、画期的な一つの林業についての理解の仕方を示したものであった。

この労作にたいして、その後いくつかの批判的研究が林学内外の諸氏によって発表されたが、それらのほとんどすべては、この方法論にもとづいて展開された論理を根本的にくっがえす所論ではなかった。石渡氏の理論構成でもっともあきらかな難点とされるところは、人工造林の生産期間がきわめて長大であるため、それは資本の有機的構成を高めると同様の結果をもたらすこととなり、そこに農業とはことなった説明を生産価格形成過程について行なわなければならないが、石渡氏が「最劣等地の林木生産価格がその社会的価値以上であること、それゆえ優良地ではより一層価値以上の価格量が増大してゆく」、「その結果差額地代の増大は、それだけ価値以上の価格の増大を資本の再生産過程になげこむことになる」とのべ、さらにこれをおしすすめて、「差額地代は地主のふところに帰属するものである限り、この資本にとっての不当性の根拠は、さきの農業における差額地代の不当性一般と質的に異なった意味で、より強い不当性を内容としている」と説明した。もっとも鋭い理論的批判を行なっている常盤氏はその「林業地代論の一考察」⁹⁾において、この敘述部分をとらえ、「より優良な土地で生産された土地生産物単位の価値は、たとえそれが『虚偽』な部分を含んでいようとも最劣等地生産物と同量でなければならない。それ故に価値以上の生産価格を要求する造林業商品が再生産過程で自己を貫徹して行けば他の商品は価値以下にしか実現し得ないとしても、『優良地ではより一層価値以上の価格が増大してゆくこと』にはならない」、「差額地代に関する限り、それは同一部門内の問題であり、資本の有機的構成とは無関係であり、従って生産価格形成過程とは何等の関係もない。それ故に造林業の差額地代に不当性があるとすれば、それは質的に異なった『より強い不当性』ではなく、普通の農業における差額地代の不当性一般と何等異なるところ

はない」として、石渡氏のこの錯乱を絶対地代と差額地代との明らかな混同に帰せしめられた。たしかに石渡氏はこの敘述部分で混乱されてはいるが、それはたんに絶対地代と差額地代の本質および源泉についての混同した理解にのみ基づくものではなく、有機的構成が他の産業の平均より高い土地産業において、絶対地代はゆうまでもなく、差額地代の実現も、農業と同一の法則によりえないのではないかという困難な問題に当面されたからであった。常盤氏が指摘されるように、差額地代の形成は資本の有機的構成とは無関係であるが、価値と市場調節的生産価格との関係にたちいって考察する場合には、土地産業の有機的構成は、他の産業と等位であることが前提とされなければならないだろう。有機的構成と無関係ないし、それを捨象するということは、この意味において理解されなければならない。

常盤氏は、石渡氏の絶対地代と差額地代の混同を再度にわたって指摘されつつも、この混乱を整序する理解の仕方として、生産期間の長期性から、ただちにその生産価格が価値になると断定すべきではなく、人工造林業における労働の「強められた労働」たる作用を認識するならば、それによるじょう余価値率の増進は、資本回転の長期性の意味を相殺することになるから、生産価格と価値の関係を土地産業一般と同様に考えるだろうと提案している。常盤氏の以上の理解の仕方が容認さざるならば、石渡氏がもっとも説明に困惑した難問題は、ほぼ解決したことになるだろう。

ところで、石渡氏の林業地代論の難点は、上述の問題にとどまるであろうか。常盤氏が対象とした問題は、林業という場をかりて展開された一般理論に関する理解の仕方の問題であって、林業それ自体に即した問題、端的に言えば、林業を二つのこととなった源基的経済構造に分け、これに地代理論を適用する方法論についての問題および、そのような方法論から結果される論理の矛盾には全くふれられなかった。

われわれは、石渡氏によって構築された理論を林業経済研究の基礎理論とすべく、その発展的克服、整序と完成に多大の努力を傾注してきたにもかかわらず、いまだにそれを実らせることができなかったのは、常盤氏らから提示された問題方向をのみ探求し、後者の、すなわち、その方法論についての検討がなおざりにされていたからではなかったかと、筆者は考えるのである。具体的に言えば二つの源基的な構造にわけて林業を認識することが、正しいであろうかどうかという問題である。この問題意識がまったく欠けていたわけではない。二範ちゅうか一範ちゅうかという同学間の論争は問題を意識していた証左ではあるが、その論議のすすめられかたは、どちらが地代論を適用する前提として正しいかということにとどまり、さらに前進する手がかりをとらえることができなかつたために、不毛な論争に終ってしまっていた。問題を、林業を二範ちゅうと認識して地代理論を考察していった場合どのような矛盾が生起するか、一範ちゅうとする場合はどのような適用となり、

そこでの矛盾のあり方何如を検討することによって、林業の経済学的構成概念を明確にしてゆくべきであるという、新たな方向に提起するならば、現在の研究のゆきづまりをきりひらくことができると、わたくしは考える。そのような観点から、上述の石渡氏の林業地代論を方法論的に再検討してみよう。

石渡氏は、林業を二範ちゅうと規定されながら、この規定と矛盾する敘述および説明をしばしばくりかえしていられることに注目しなければならない。その第一点は「林業の発達に農業に非ざる林業から農業としての又は農業的面の多い林業への発展である」とする敘述である。この一節は偶然的なものではなく、二範ちゅう林業の同時的、並列的存在を統一的に把握する際にあたって、さらに詳述されるどころの、同氏の理論の一つのかなめの部分となっている。すなわち、二範ちゅう林業の分裂から統一への発展法則を整理してつぎの三つの段階にわけ¹⁰⁾。

第一段階。原始林の濫伐的採取、伐出林業の成立と発展。その結果林木資源が大量に消耗されるため、原始林伐採に保続的要素をいれなければならなくなる。

第二段階。保続的な原始林伐採は、天然更新にたんなる濫伐と火入方式をきりかえられる。もっとも粗放な天然更新林といえる第二次林に撫育作業と保続的造林＝天然更新作業を施すことによって、より経済的効果を増大させることが可能となってくる。

第三段階。第二次林施業と人工造林の段階。第二次林の林相が良好であれば人工造林には移行しにくい、反対の場合は人工林に移行する可能性は急速である。

以上は林業生産における技術的推移発展の段階を示すものであるが、ここで明らかなのは、もっとも原初的な本源的な採取林業から、発展した人工林における林業生産まで、技術的には連続しているということである。すなわち、本源的な採取林業とすすんだ形態の育成林業とは、現象的にはことなつた二つの生産方法のごとくみえるが、技術的には一つはその本源的形態であり、他はその発展形態であつて、二つは異質のものではありえないことが示されている。この技術的観点にたつならば、林業を二範ちゅうにしゅん別することに当然の疑問をもたなければならぬ。

採取林業と育成林業の技術的連続性をみたあとで、石渡氏はこれにつぎのような地代論的敘述を結合させて二範ちゅうの統一的把握を試みられる。差額地代 II は同一経営方式内での追加投資によつても、また経営方式、造林方式の歴史の変転、集約化によつても形成される。「天然更新林への追加投資が天然更新を人工造林に変えるという形でも差額地代 II は成立する。」「天然更新に対し人工造林がより多くの追加投資を必要とする経営であることに基つて人工造林だけが差額地代 II を形成せしめる範疇である」と考えるのは間違っている。そのような考えでは、天然更新自体における差額地代 II の形成契機を見ることができないからである。とはいえ、人工造林は高度な追加投資方式であり、それ自

体差額地代 II を形成させるものであることは、条件つきで正しい。というのは、人工造林が、天然更新林への追加投資による推転である限り、人工造林自体差額地代 II を形成させるものであるからである¹¹⁾。

この論理展開の問題点は第一に、源基的形態としての採取林業の地代形態についてのべられた際に、一度伐採された林地はふたたび資本の対象とはなりえず、「天然林採取の林業の差額地代は同一土地に対して一回限りのものであるにすぎない」とされた前提に矛盾することである。第二に、範ちゆうをことにする二つの林業の関係において、一つがそれ自体他の林業の差額地代 II でありうるだろうか。これは、決定的な背理でなければならぬことは明らかであろう。第三に、差額地代 II を形成せしめる追加投資は、原理的には、同一の技術条件が前提されているのであって、ことなつた技術をとまう追加投資による生産性の差異は、差額地代 II の考察領域とはなりえない。すべての追加投資による生産性の相違を差額地代 II の形成要因とするのは、無原理な拡張解釈とはならないだろうか。

この問題点を総合すれば、石渡氏のように林業を二範ちゆうに分割すれば、それをふたたび統一的把握することは不可能であり、したがって統一しようとすれば、一範ちゆうに帰してしまうということであろう。

採取林業、育成林業は、技術的發展系列におけるそれぞれの形態なのであって、決してことなる二範ちゆうをなすものではないという技術的認識を基礎とし、石渡氏を錯乱せしめた現象的経済形態を、経済学的にどのように理解し、把握するかが、地代論考察の第一の課題とならなければならない。これが石渡氏の「林業地代論」の方法論的検討からひきだされた結論である。

B. 高橋氏「林業地代論」の方法論

石渡氏の林業地代論に対立せしめて、林業を、生産価格形成の視点から天然林、人工林における生産を統一的に理解することができるとして、地代論を展開された高橋氏の労作を検討しよう¹²⁾。

林業地代の現実的形態を考察するにさきだつて、二つの前提と資本制的林業経営のモデルを設定する。第一の前提は「土地所有者と育林業者との人格的一致」であつて、これは、「育林部門の経営的特殊性」に由来するものとされる。第二の前提は、天然生林と人工林における林業生産の統一的把握である。具体的にみれば「人工林における差額地代(豊度の差による)はこの天然生林の地代の理論〔石渡氏の項でみた採取林業地代と同じ引用者〕に育林経費として投じられた資本を生産価格に含めたものとして理解できる。この様な方法において天然生林と人工林との差額地代は統一的に把握される。しかし、ここでは天然生林と人工林との資本投下量の相異および人工林間の相異の性質が検討されなければならない。これは経営の集約化を意味する。この資本の増投、経営の集約化は実はす

に一言した差額地代の第二形態の発生基礎である。すなわち、概括的にいえば、優等地の天然生林がなくなった際、次位の豊度をもつ土地の天然生林にうつることは差額地代の第一形態をもたらす基礎であるが、同一優等地に従来より多くの資本を投下する場合には、より多く投下された資本部分のもたらす地代が差額地代第二形態である¹³⁾の敘述内容を細部にわたって検討すれば、いくつかの誤や不充分さを指摘することができるが、ここでは一応措くとして、ただ注意しておかなければならないことは、この統一的理解の仕方は、すでに検討した石渡氏のそれとほぼ同じであるということである。石渡氏とことなるのはその方法論であって、石渡氏は、分裂から統一へという順序をふんでここに到達されたのにたいして、高橋氏は、これを地代論展開の前提とされたことである。

つぎに、同氏は、資本制林業地代を考察するためには、資本制的育林業のモデルが設定されなければならないと考えられ、これを三林種に典型化する。すなわち(a)経済的法定状態の林分を全く原始的に取得した場合、(b)法定状態の林分の1/2を原始的に取得し、のこりの1/2は新規の投資によって成立した場合、(c)まったく新しく法定状態をつくりあげる場合、である。周知のように高橋氏は、ここに氏独特の「原始的取得」の概念を措定されるのであるが、念のためその意味をただしておこう。「資本制生産はその発生においていわゆる原始蓄積過程を考へうるものであり、原始蓄積後において育林業の再生産が行なわれる場合には、原始蓄積によって取得された物質的基礎が重要な役割を占めている。さらに原蓄積以後においても原蓄的取得—これらをひっくるめて以後原始的取得という一がつねに行なわれている」¹⁴⁾。

以上の二つの前提と三種の資本制育林業のモデルを設定して地代の考察に入られるが三つの法定林種に等量の資本(育林費プラス伐出費)を投じ、等量の生産物がえられたにもかかわらず、法定林の生産価格がそれぞれことなるため—原始的取所のしめる割合がちがうことの結果でもある—そこに地代に転化される超過利潤の発生をみいだされる。これは明らかに本来的差額地代ではありえないので、とくに「マルクスが本来的差額地代の前にのべた一般的概念における差額地代と称することができる」¹⁵⁾という規定をあたえるのである(傍点は原文のまま)。

ついで、(a)、(b)、(c)の法定林種ごとにA、B、C、Dの土地種類を考え、その農業および位置の差にもとずく差額地代第一形態(以下差額地代I)第二形態(これを同様IIとする)について考察を展開される。(a)、(b)、(c)それぞれ同一法定林種の下におけることなる土地種類間に発生する差額地代についての考察および敘述は、一般地代理論(農業地代理論)の通常理解の線にそってすすめられるが、(a)、(b)、(c)の法定林種区分が、その解析の全過程にわたって介入せざるをえない構成となっているので、きわめて独特な内容となっている。差額地代I、IIをとはず、(a)および(b)種の林地では、すべて「一般的概念に

における差額地代」が必然的に附加発現するのである。

さて、この地代論の部分的な錯誤や困乱などについてはまた別の機会にゆずり、その方法論に焦点をあわせて検討しよう。

高橋氏は林業の具体的地代形態を検討するためには、たんにあるがままの現象的な林業生産を念頭において、機械的に一般地代理論を適用すべきではないと考えられたのであろう。もっとも抽象化された理論考察では、林業も農業とことなりうるものではないが、具体的な形態は、技術上の差にもとづく現実的な経済的存在形態によって、農業とはことなる姿態をとる、との想定をその出発点とされた。それが、二つの前提と三つのモデル設定にあらわされている。農業とまったく同じであると考えられたならば、「資本論」の展開方法にしたがって、土地所有者、林業資本家、賃労働者の分化を一よしんば、わが国の林業では、このような明確な分化がみられないとしても一前提とされたのであろう。ところがここで、林業は農業とことなると考えさせたものがあつた。それは土地所有である。農業における土地所有は、具体的にみれば土壌的土地の所有であり、林業において指定される土地所有は、その上に林木を成立させている土地、換言すれば、土壌的土地プラス林木なのである。林木は土壌的土地とともに自然の一部であり、これを土地所有からきりはなした別個の概念とすることはできない。林木はしかし、人工的にも育成することができる。林木は、一体自然の一部とすべきであるのか、人工的なもの、資本によって生産されたものと理解すべきであろうか、高橋氏は考えあぐまれたにちがいない。その苦悩を救う発想が、「土地所有者と育林業者との人格的一致」であり、土地と林木をくづめた林地の原始的取得であつた、と主観的にはどうであれ客観的に理解される。この発想は、本源的意味における資本の蓄積と資本制生産の成立以後における資本の蓄積とを混同する非歴史的、非論理的独断と、たとえば批判されたとしても、一面合理性を主張するある種の根拠があるとは、みのがせない。というのは、土地が無価値物であると同様に、森林資源の大部分をしめる林分は無価値物であり、「自然そのもの」であり、現実に資本制の発達によって商品化され、買売されたとしても、経済学的には、無価値物と指定されなければならないからである。無価値物の取得は、すなわち原始的取得である。林業における土地所有者は、土壌的土地と林木の原始的取得者であり、そしてこのような土地所有者として永続的に生命を維持するためには、林業資本家一ことわるまでもなく、石渡氏の採取林業に該当するものであるから、伐採、搬出する資本をさす一に、林地を貸与(林木のみを販売するという現象をとる)したあとは、林木が消滅し去るから、原状に復帰させるため、土地所有者は人工的に植栽しなければならない。人工的植栽は、林地所有者が、土地所有者として社会的存在を恒久的に主張するためには欠くことのできない、バイタルな行為である。そうだとすれば、土地所有者は育林業者と必ず人格的に一致しなければならない論理となるだろう。高

橋氏が執念的にくりかえして「資本制林木生産成立—それは資本制林業地代成立の要件である—の現実条件を吟味するならば、さらに次の二点が指摘されなければならない。第一には原始的取得が資本家的経営の物質的基礎としてなおいききとして働いていること、第二には土地所有者と経営者との人格的一致ということ」¹⁶⁾を主張されるのは、林業におけるこの「特殊性」に着眼されているからであり、人格的一致と原始的取得との関連を氏自身は論理的になにも示されていないが、以上のように、二つの単独な関連のない主張なのではなくて、内的に深く結合されているのである。

ところで、天然林と人工林の統一の把握は前提条件としてどういう意味をもつのであろうか。すでに解析したように、原始的取得と人格的一致の両脚の上に位置づけられる林地所有者の所有する立木は、天然林でもありうるし、また人工林でもありうることになる。しかしそれは、土地所有に包摂されたものとみれば、天然林も人工林も、伐出資本＝林業資本に対立する土地所有の内側における、いわば「道具建」の差異にすぎなくみえるだろう。高橋氏が、さきの引用で明らかにしたように人工林における林業生産を、天然林における採取生産の、より集約的経営であり、その資本の増投によって生ずる差額地代はIIであると規定されたのに矛盾するごときつぎの「およそ人工林、天然生林(原始林や自然再生林)といて、何処に区別をおくのか。この区別は全く相対的のものであろう」¹⁷⁾という断定をされたのは、まさにこの意味に理解されなければならない。すなわち、天然生林と人工林の統一の把握について、高橋氏は二つのことになった規定、端的にいえば、追加投資であるとするのと相対的な区別でしかないとするのとの、規定を行なっているといえる。論理的にいえば、原始的取得、人格的一致のシェーマにつながるのは、相対的区別でしかないとする後者の規定であって、追加投資の主張は、高橋氏の論理体系のなかにあっては、異質的存在とみるべきである。序にここでふれておけば、差額地代IIの敘述にあたって、高橋氏は、この形態の地代をぜんぜん解析されていない。ただ「人工林と天然生林とが地代論では統一的に把握されながら、しかもここでは人工林の地代についてのみ言及されているが、人工林と天然生林との関係がもっと明らかにせられなければならない、ということであろう。この点については絶対地代との関係もあるのでちに一括して明らかにされるであろう」と、ことわりがきがされたまま、敘述をとどめられている。すなわち、人工林の林業は天然生林における採取林業の追加投資形態であるという、最初の前提の一つの規定は、高橋氏の論理ではまったく異質のものであったがゆえに、途中で、放てきされたことをしめしている¹⁸⁾。それは理の当然であって、同氏が地代形態の解析のために設定した三つの、(a)、(b)、(c)のモデルには、天然林を採取するだけの林業、すなわち、いわゆる採取林業はまったく含まれておらず、(a)、(b)、(c)とも、その土地所有の内容として原始取得という名称をもって天然生林が含まれてはいるが、すべて人工林を育成する行為を従属さ

せているところの林業のモデルなのである。したがって、このようないわば育成林業だけのモデルのなかで、上記の天然生林と人工林との差額地代 II は存在するはずはない。解析する対象は存在しないのである。

地代論の内容検討に立入ってしまったが、ふたたび、前提の問題にもどり、のこされたモデル設定の意味についてかんたんに考察しておこう。(a), (b), (c)三種のモデルは、すべて育林投資が必ずおこなわれる林業、育成林業であって、たんに天然生林を採取するにすぎない採取林業は、モデルから排除されている。石渡氏が典型的な資本制林業の発達としてとらえたアメリカの採取林業も、わが国の北海道・樺太などにおける採取林業一けっして純粋な原理的な資本制生産であったとはいえないが一も、それが、いかに資本制商品生産として行なわれていても、高橋氏はこれを資本制林業とは認めない。おそらく、かかる生産を林業とは考えられていないと理解することが妥当である。再言すれば、ものそれ自体としての天然生林は、いかんともしがたい現実的な存在であるから、認めざるをえないとしても、天然林を対象とする林業は、概念構成上不必要なれば、これを捨象しることができる、と考えられたのであろう。とまれ、いわゆる採取林業が排除され、ないし捨象されているとすれば、石渡氏のごとき二範ちゅうの統一的理解は不必要であり、林業地代論展開にあたっての意味は、まったく存在しない。前提という重要な意味ではなく、また二範ちゅう林業の統一的理解に対立せしめるという意味でもなく、高橋氏が一応ことわりがきをされたかったのは、前述のように天然林と人工林とは相対的な区別にすぎない、というひとことにすぎなかったのである。同氏の林業についての基本的理解にもとづいて、えて前提を理論的に正しくたてるならば、なぜ採取林業を林業と考えるべきではないか、あるいは、地代論の考察では捨象してさしつかえないかを、論ずるべきであったろう。

さて、以上のような前提と条件の設定—これらは、高橋氏の林業についての経済的構成概念を表示するものである—で考察された、地代形態の解析は、合理的であったろうか。われわれの地代理論の理解といちじるしくかけはなれているのは、林業に、一般的概念における差額地代が、(a)および(b)林種の林地に全面的に存在するという主張であろう。この主張が、われわれの常識的理解水準をこえるきわめてたくばんな、革命的理論であるか、それとも幻想的錯誤にすぎないか判断にまよわされるところであるが、筆者はかつて後者の見解をとってこの点は詳しく批判したので、ここでは重複をできるかぎりさけて、2, 3の点を追加補足して、その正当性を確認するだけにとどめよう。

「資本論」における落流の例解による一般的概念の差額地代は、独占しうる自然力を不可欠の生産手段とはしない非土地産業、その典型的例として工業において、その「圧倒的多数は蒸気機関によって運転されるが、ある少数のものは自然的落流によって運転されるものと想定」し、自然的落流を利用する少数の工場経営に発生する超過利潤の地代に転

形した、その差額地代に与えられた概念であることは、説明を要しない。それが本来的差額地代とことなる点は二つある。一つは「この地代は、つねに独占化された自然力を自由にして、個別資本の個別的生産価格と、問題の生産部面一般に投下された資本の一般的生産価格との、差額から発生する」。その二は、この地代は、充用資本の生産力の絶対的増大から発生するのではなく、「一生産部面に投下された一定の個別的諸資本のより大きな相対的豊饒度、すなわちこの例外的、自然生的な生産力上の好条件から排除されている諸投下資本に較べてのより大きな豊饒度、から発生する」¹⁹⁾のである。具体的にいえば、本来的差額地代は、独占しうる自然力がその生産部門のすべての経営によって不可欠的にそれぞれ独占され、その独占された自然力の差にもとづく資本の生産性の相違に由因するのにたいして、一般的概念の差額地代は、自然力が不可欠の生産手段ではない生産部門において、特定の少数の経営のみが自然力を利用しうる場合に、そしてその資本が他の大部分の資本よりも相対的に大きい豊きよう度をもつ場合にのみ発生するのである。もう一歩すすんでいえば、自然力を利用することができる経営が、しからざる工場より多い場合、その生産が大量であって、そこでの個別的生産価格が市場調節価格となるときには、この種の差額地代の発生する余地は存在しない。自然力を利用しない工場での商品大量が、自然力を利用する工場商品との競争関係を通じて、市場調節的生産価格になることが前提とされているからである。

そこで、高橋氏が原始取得林を落流に比定されたのは、(a)、(b)林種がこの独占しうる自然力を利用しているのにたいして、(c)林種はこれを利用していないという形態的相似性に発想の暗示をえられたのであろうことは容易に推察しうることである。ところで、土地産業としての林業では、本来的差額地代こそ考察される場であって、一般的概念の差額地代の考察は必要としないと考えるのが常識的理解であり、またこの原理をたとえまげたとしても、林産物の価格形成運動と工業における価格形成運動の決定的な相違を無視してまで一(a)および(b)林種からの生産量がたとえ大量であったとしても、林産物価格は(c)によって規定されること—この主張を固執されるのは、なぜだろうか。それは、林業に独占しうる自然力が、二種類存在しているという現象に、適當する解釈を与えるためであると推察される。落流の例解においては自然力は落流一つであり、農業においても自然力は土地のみであるが、林業では、土地とともに自然的資源としての林木がある。この二つの自然力を利用する産業としての林業に地代理論を適用するとすれば、高橋氏のごとき論理の構成となる可能性が多いただろう。林業地代の純粋な形態を考究するとするならば、「資本論」の方法論がそれを示すように、独占しうる自然力を一つに前提すべきであって、二つであるべきではない。高橋氏は、現象のそこにながれる本質をとらえようとされながらも、古典林学の既成観念を克服しえず、現象の複雑さのなかに正しい方法論を見失い、まった

く迷路のとりごに自らをまかせることになってしまわれた²⁰⁾。

石渡・高橋両氏は、同じく「資本論」の理論に依拠し、同じく林業を対象にとりながら、まったく無縁のごとき構成をもつ林業地代論を展開された。以上、この二つの先駆的労作を検討したところによれば、それぞれ独自の錯誤や偏見あるいは不十分さによって混乱され、まだ正しい解明には到達されていないことが明白になったのであるが、しかしその検討の過程から、筆者は両氏を誤らした根源はほとんど共通的なものであって、個別的な事情ではないということである²¹⁾。すなわちその共通した根源として摘出できるものは第一に、林業の経済的構成概念を既知のものとして前提し、それに一般地代理論をほとんど機械的に適用するという誤った方法論であり、第二に、既知のものとした林業の経済的構成概念があいまいであったために論理の展開をかく乱していること、第三に、林業における二つの自然力をどのように統一的に理解すべきかについて省察を欠いたことによって、複雑な現象から本質の解明にいたる道を見失ったことであり、そして最後に、一般地代理論についての理解も、きわめて抽象的理解にとどまり、地代の現実的姿態を明らかにするまでの理論的武器とまではされておられなかったこと、である²²⁾。この第四の共通した不十分な地代論の理解は、後述のように両氏の責にあるというよりは、従来の地代論研究が、その源泉、本質問題のみにむけられて、問題領域の拡大をわすれてきた欠陥によるものであろう。

- 注
1. 石渡貞雄：林業地代論，昭和27年刊
 2. 高橋七五三：林業経済の基礎理論，昭和31年刊
 3. 中山哲之助：林業地代論入門，昭和35年刊
 4. 松島良雄ほか：林業経済研究，所収，昭和36年刊
 5. 大内 晃：2つの林業経済論，日本林学会誌，34-9，329~331，昭和27年
 6. 前掲：林業地代論，[p. 96]
 7. 同 書，[p. 152]
 8. 同 書，[p. 170]
 9. 常盤政治：林業地代論の一考察，三田学会雑誌，46-3，210~216，昭和28年
 10. 前掲：林業地代論，[p. 162~169]
 11. 同 書，[p. 172]
 12. 拙稿「林業における利潤と地代」[林業経済，125号，12~22，1959]にたいして，高橋氏から「資本制林業地代の構造」[山田盛太郎編：日本資本主義の諸問題，所収，昭和35年刊]をもって反批判がくわえられた。したがって以下の検討も，同論稿をふくめて行なう。
 13. 前掲：林業経済の基礎理論，[p. 230]
 14. 同 書，[p. 239]
 15. 同 書，[p. 244]
 16. 前掲：資本制林業地代論の構造，[p. 144]
 17. 前掲：林業経済の基礎理論，[p. 227]
 18. 同 書，[p. 252]
 19. マルクス(長谷部訳)：資本論，第三部，青木書店版，1953年，[p. 910]。この文中の「豊饒度」

と、同じくこれを引用されて自説をつくられる高橋氏の「自然の豊度」〔前掲：資本制林業地代の構造, p. 155〕とは、あきらかにことなる。高橋氏の林業についての豊度概念は混迷されている証左である。

20. 前掲：資本制林業地代の構造, [p. 144] 樹種別の一定用途材に限定されるがごときは、それである。
21. 北川 泉：林業地代論の再検討, 林業経済, 138号, 28~39, 1960. 地代論をおのおのことならしめたのは、北川氏のとらえられるような「育林業の展開」モデルではなく、林業そのもののモデルであった、と解すべきであろう。
22. 筆者の林業地代論研究が、迂余曲折してきたのも、ここに一半の原因があった。

3. 林業における地代形態

A. 林業の経済的構成概念

石渡・高橋氏の林業地代研究の成果を検討することによって、林業における地代形態を明らかにすると同様の程度に、あるいは、それ以上に、林業の経済的構成概念を確定することが重要であるという認識に到達した。それはすでに論じつくされ、決着をみているかのごとくであって、なおいまだに科学的な理論構成をもった説が定まらず、この問題対象は、不毛地とさえみられるにいたっている。しかし、この不毛地を豊よくな土地にかえないかぎり、林業経済研究が深く根をおろす基盤は形成されないだろう。

先学の貴重な失敗の経験をふまえて以下に所論を展開する。

ここに対象とする林業は、林業一般ではなく、資本制的商品生産としていとなまれる産業としての林業に限定して差支えないだろう。林業は先進的諸国において、一般に一という意味は、一国の部分的地域の問題は別として一農業より早く資本の掌握するところとなった。資本制商品生産として成立した林業のもっとも一般的な、普遍的な形態は、具体的にはどのようなものであったろうか。それは、原生・天然林の林木を採取するところのいわゆる採取林業であって、林木を育成して森林を造成し、それを伐採する育成林業は局部的に発生していたであろうが、林産物商品のもっとも主要な生産形態は、採取林業であった、と考えて誤はあるまい。育成林業が商品生産経済に地歩をしめてくるのは、採取的林業における資本制生産が一定の段階にすすんだ後であることにまず止目されなければならない。これは、林業における資本制生産の発展階梯をしめすものとして重要であるばかりではなく、生産形態の発展を基礎づけたところの林業技術を考察し、林業生産の技術的組成を科学的に認識する手がかりとしても、きわめて重要である。

資本制採取林業は三階級に分化された基礎範ちゅうからなるが、そのうち土地所有者と資本家の二範ちゅうを抽出してみよう。資本家が生産を行なうためには、土地所有者の立木を購入しなければならない。資本家は購入した林木を雇傭した労働者をして伐採・搬出し、商品として市場で販売し、資本の一生産行程を完了することは周知の通りであろう。

資本は林木を生産上不可欠の手段としている。林木なしに資本は生産を行なうことはできないゆえに、土地所有者から林木を購入するのである。ところで、林木は「売買」という形態で土地所有者から資本家に譲渡されるので、原理的な意味における商品のごとく見誤まれる。しかし明らかに、それは商品ではない。天然の、自然の産出した資源にすぎないからである。とすれば、林木あるいは立木とはいかなる性質のものであろうか、それをうるために支払われた立木代の経済学的本質はなにであろうか。後者の疑問にこたえることは容易である。それはまぎれもなく林業地代であろう。農業地代は土壌的形態をとる土地の使用・独占的利用にたいする権利の譲渡にたいして支払われるが、林業地代は土地にたいしてではなく立木の使用・独占的利用にたいしても支払われるかのようなのである。採取林業では林木のみが経済的意味をもつものであって、土壌的土地は意味がないのだろうか。これは、つぎの事実によって、解くことができる。林木が伐採されたあと、ふたたび天然生林が成立する。天然林を成立せしめるのは、気象・土壌的土地を含む自然条件であり、気象をここで捨象すれば土地であろう。すなわち、土地と林木は不可分の関係にあるよう合された一つの自然である。ゆう合された一つの自然的条件にもかかわらず、技術的に林木は土地から容易にきりはなされ、またきりはなさるべきものとして存在しているがゆえに、それぞれが独立した自然条件のごとく映るのである。林木のみを所有し、林木をもたない土地所有者あるいは土壌的土地を所有しない森林所有者は、当然理論的には捨象されているから、林業における土地所有者という場合、林木を成立せしめている土地の所有者のみ意味することとなる。「特定の諸人物がその私的意志の排他的領域として地球の一定諸部分を一すべての他人を排除して一自由にするという、特定諸人物の独占」¹⁾という規定の下では、農業における土地所有も林業におけるそれも等質であるが、その「土地」の具体的形態と内容がことなる。これはささいな相違のようにみえるが、敘述がすすむにつれて、この相違が見落され、それによる困乱が考えられるので、以下、農業的土地と區別する意味で、林野的土地とよぶことにしよう。

ところで、林木は自然の林野的土地に包摂される一部であるとしても、さらにつきつめた自然的関係および生産過程において表現される経済的關係は、どのようなものであろうか。土地が農業上に利用されるのは、土地そのものを労働対象として利用するのではなく、その土地が属性として持っている穀物を生育せしめる自然力を包蔵しているからであり、また市場からの経済的距離が、商品生産としての経営をなりたせるに充分な条件をもっているからである。気象上の自然的条件を捨象すれば、これらは土地の客観的三大属性とされる。一つは豊度他は位置の条件とよばれ、差額地代の自然的基礎となることは、周知されるところである。この場合、自然的豊度を構成する因子は、土壌の化学的・物理的ないし微生物的条件である。林野的土地が林業生産に供用されるのも、林野的土地の自

然的属性が利用されるのであって、その属性は林木の成立状態と市場までの経済的距離の条件である。これは上述の豊度と位置に等置することができるだろう。ここで一応の考察をつけくわえておかなければならないのは、農地と林野的土地の自然的形態がいちじるしく異なってあらわれているということである。後者においても、土地の客観的自然的属性としては、一定の理化学的・物理的条件をもってはいるが、ここでの採取林業に利用される自然力の要素とはなっていない。利用される自然力、林野的土地の属性は、林木なのである。豊度たる自然力は、地表下に潜在的に伏在するのではなくて、地表上に顕在的に成立しているのである。形態がいかに相違しようとも、自然的土地の生産に利用しうる客観的的属性ということによって、これを林野的土地における豊度と概念することができるし、またするべきであろう²⁾。その妥当性は具体的に林業の地代形態を解明する後段で、検証されよう。

林野的土地豊度の特徴としても一つの事実が観察される。すなわち、この豊度が一たび生産に利用されると、それはまったく顕在的な形態をうしない、無に帰するということである。もはやこの林野的土地には生産に利用しうべき豊度は存在しない。しかし、永久に豊度が消滅してしまったのではなく、長年月を経てそれは徐々に回復され、ふたたび顕在的な豊度を形成するという循環をくりかえす。豊度の生産による消耗あるいは消滅は農業的土地にも普遍的にみられるところであって、林野的土地利用に限られた特徴ではないが、一度の利用でそれが消滅するということ、そして、それがふたたび利用しうる自然力の状態に回復するまでに、きわめて長大な年月を必要とすることが、形態的に特徴とみうるのである。なおつけ加えてのべておかなければならないことは、この豊度の回復あるいは循環は、きわめて定安性を欠き、原状への復帰を期待しえないことが多いということである。農地における豊度の消耗は、端的に地力の問題としてあらわれ、これを阻止するための技術手段として、地力を直接人工的に維持する農業技術と土地を利用する仕方すなわち営農技術を発達せしめた。林野的土地では、豊度の消耗は急激でありかつ回復が不安定であることから、これが維持回復は林業技術の中心的課題とされ、造林技術と森林経理技術を発達せしめた。

以上技術上の変化・発展を捨象し、それを一定の水準に想定した上で、土地産業としての採取林業を、農業と対比しつつ、その技術的組成にもとづく経済的概念を明らかにしてきた。それを端的に要約すれば、土地産業という概念では、農業(あるいは鉱業)と同一範ちゅうに包摂されるが、自然的土地の技術的な利用の仕方からみれば、明らかに農業と区別される特徴をもち、また土地を労働対象とする採取行為が、生産の本質をなす点で鉱業と共通するが、けっして鉱業と同じ概念で律すべきではなく、林業の独自の概念が構成されるべきだということである。これを区別する指標は自然的土地の形質的相違、その

客観的屬性としての豊度形態の差異にもとめることができる³⁾。

つぎに考察を育成林業にうつそう。育成林業の技術的生産過程は、農業とまったく同じようにみられ、ただその相違点として、土地にたいする要求度が低いこと、林木の生育は長期的でかつ生理的成熟期が確然としないこと、保護・保育に要する働が僅少量で可能なこと、などが列挙されてきた。とくに強調されてきたのは、生産期間の長期性と生理的成熟期の定まっていないこと、である。しかし、これらの技術的、生産過程における個別的な条件は、経済学的に、価値形成においても価格形成においても、他から林業を区別する特質とはなりえないことを、戦後の林業経済研究は検証してきた。その検証はまだ充分でないとしても、生産期間の長期性に林業経済の特殊性をみる反対の所論において、その長期性が、経済法則にどのように作用し、法則的運動に他とことなつた経路をとらしめるかの論証は、ますます困難となつてきている。古典林学体系を揚棄するこうかんとして移し学ばれた一般経済理論が、林業の技術的特殊性を止揚し、一般経済理論の貫徹性を検証した結果、育成的林業は農業経済の概念範ちゆうに解消されざるをえなくなつたのは、まさに理のしからしめるところであつたといわなければならない。

以上のような育成林業についての理解が正しいとすれば、石渡・高橋両氏の歩んだ失敗の道にそつて進まざるをえなくなるのは、明らかである。前項の両氏の理論体系を方法的に検討した結果えられた成果は、歴史的な発展階梯としても、また技術的観点からしても、採取林業と育成林業は連続しているということであり、このことなつた生産形態をとる林業の統一性を、科学的に解析することに失敗したところに、決定的な謬因があつた、ということである。したがつて、まず二つのことなつた生産形態の技術的連続性を明らかにし、それにもとづく統一的な経済学的理解を示す順序をふまなければならない。これが成功的に行ないえてはじめて林業の経済的構成概念が明白になりうるだろう。

採取林業から育成林業にかけはしをする技術形態は何であろうか。採取林業における技術は、林木の伐採、玉切、集材、小運材、輸送の生産過程において發揮される労力の主体的意識的实践と、その实践的労働を補強する労働手段とを包摂するが、この技術の改善、進歩は育成林業への道程とは関連しないかのようなのである。伐採技術をいかにかへても、搬出技術をどのように高度化しても、育成林業に接近することはないかにみえる。だがわずかではあるが、接近をもたらす技術の改善がある。伐採の仕方が天然造林につらなつていくという事実である。伐採する季節、伐採高の高低などを合理的に改善することによつて、次期の成林を促進することができるというような場合である。この場合の特徴は、採取労働の生産性を維持または増進しつつ、次期成林を促進する、換言すれば、林野的土地の豊度の回復をはやめるとのことである。この技術を解析すると、採取技術の改善、高度化自体が、育成林業へ直接につらなつていくのではなくて、それが、労働対象である林野的

土地の客観的豊度条件に影きょうを与えたところに、接近の道が見いだされたのであるといえる。そこでさらにこの問題をつきつめてゆけば、採取林業の林野的土地の客観的豊度を、人工的に改善するという一つの新しい林業技術が案出され、その技術によって形成されたのが、人工林であることが理解されてくるだろう。

この過程をもっと正確に理解するためには、もう一度豊度の問題にもどらなければならない。前段で林野的土地の豊度を考察した際には、その自然力の利用方法を、すなわち技術を一定のもの、変化のないものと前提した。土地の属性は多種多様であり、潜在的エネルギーの貯蔵所であるが、一定の技術のもとにおいては、その属性のある部分を利用するにすぎず、その利用する属性のみを自然的土地の客観的属性と考えた。したがって一定の技術にたいしては、ある客観的属性が対応するものとされた。これを逆にいえば、技術の変化は、またその豊度を変化させるといいうるだろう。豊度という概念には「自然的」と「経済的」との二つの意味が包含されているのであって、資本論はこれを「豊饒度は、土地の客観的属性だとはいえ、経済的にはつねに関係、すなわち、農業上の与えられた化学的および機械的發展状態にたいする関係を含み、したがって、この發展状態につれて変化する」⁹⁾とのべている。

採取林業における林野的土地の経済的豊度を変化させ、増進させる、けんちよな技術的契機は、本来的林業技術の内部における發展からではなしに、外部的すなわち木材商品の利用技術の發展にあった。木材は古来さまざまな用途に役立てられてきたが、大別して三つの用法がある。第一に燃料として、第二に構造、工作用として、第三にいわゆる化学工業の原料用とする用途である。これらの用法上の変化發展とともに、その用法内部でも、いちじるしい利用方法の發達が行なわれてきた。ブナ材のパルプ工業化にはじまる広葉樹のパルプ原料化、また開發途上にあるとみられる木材糖化工業における技術などがその典型的事例としてあげうるだろう。このような木材の利用技術の變化發展は、林野的土地の経済的豊度をいちじるしく高めた。構造、工作用材の利用しか知られなかった際の経済的豊度は、工業原料材の利用方法が新らしく追加されてくると、その自然的豊度にまったく変化がなくとも、具体的にはそれまで利用しえなかった樹種の立木が利用しうるようになり、あるいは、利用しえなかった低形質の木材部分の利用が可能になるという形をとって、経済的豊度は高められる。

採取林業は林野的土地の豊度を急激に消耗させ、またその回復を不安定ならしめて相対的な悪化をもたらす場合の多いことをのべたが、それは、客観的自然的豊度についてであって、かような自然的豊度の低下にもかかわらず、一方に上述のような技術の發達による経済的豊度の上昇があつて、林業はその社会的要請にこたえてきた。

経済的豊度は、客観的豊度を利用する仕方＝技術の改善によつてもたらされると同時

に、客観的豊度それ自体を改善することによっても可能である。農業における土地改良がそれであって、その土地経済的意義は「農業の直接的生産過程において土地を生産手段として用うる際に必然的に伴われる土地に対する経常的、反覆的な資本投下ではなく、土地自体を労働対象とする一応別個の、それ自身完結的な生産過程における資本投下であり」。「自然的豊度を改善して、いわゆる『人工的豊度』を形成する過程であるということが出来る」⁹⁾と規定される。

林野的土地の自然的豊度は、立木の疎密度、経級、形質、樹種、地表の植生状態などの具体的形態をとってあらわれる。これらの豊度は人工的に、さまざまな仕方によって、つくりかえられてきた。利用しえない樹種の生育を防止し、もっとも使用価値の高い樹種の発生と生育を促進する仕方、あるいはわるい形質の林木を排除し、優良な形質の林木に良好な生育条件を与える方法、もっとも徹底した方法は、従来自然的に生育していた樹種をすべてきりはらい、社会的要望に適合した樹種あるいは、生育の旺盛な樹種を人工的に育成する方法などを典型的な例とすることができよう。この自然的豊度の改善の仕方が、造林技術の本質をなすものである。

この造林技術によって「天然的自然」は「人工的自然」につくりかえられる。この天然の改善をしょくはつする契機は、本源的林業の生産過程において発揮される能動的採取的労働の生産性を増進することにあるのであって、林野的土地の生産性を高上するためではない。生産過程では、土地は受動的要素であり、それ自体生産力を表明するものではないからである。土地の生産力はつねに可能性としての生産力にすぎない。

しかし、上述のことは、「人工的自然」をつくる育林生産が「それ自身完結的な生産過程」であることと矛盾するものではない。「人工的自然」すなわち育成された林分は、それ自体、一つの生産過程の完了をしめす生産物である。育成林業は、採取林業に林木を人工的に育成する行程が、単純に附加された生産形態であると理解することの不充分さを、ここで指摘しておく必要がある。それは、この育林生産過程、したがってそのために充用される育林資本の、その他の生産過程あるいは本来的林業資本から区別さるべき重要な特徴を見失なうことに通ずるからである。

造林=育林生産過程の、本来的林業生産過程と区別さるべき特徴は、この生産過程で林野的土地は、労働手段として機能せしめられることである。採取林業においては、林野的土地は、労働対象として機能し、その点において、農業における土地の労働手段としての機能と決定的な差異を示すものであった。しかるに、ここでは、苗木などを労働対象とし、林野的土地を生産手段として、生産が営まれ、「人工的自然」が生産される。林野的土地が、労働対象ではなく労働手段として機能する生産過程が出現したことは、林業生産にどのような変化をもたらすだろうか。第一に、労働手段となる土地の、利用しうるべき自

然力たる客観的豊度の内容が、本来的林業の場合とまったくことになってくることである。さきにも述べたように、土地は多種多様な客観的諸属性をもつが、その利用の仕方によって、その諸属性のうちのある種の属性と相対的に関係する。林野的土地の客観的豊度は、林木の形態をとる属性ではなくて、林木を育成するために必要な自然力が、対応する客観的豊度となる。採取林業と育成林業を、無関係な生産形態として並列的にみると、林業には「二つの自然力が作用」するように映ずるのは、このようなメカニズムの不十分な理解に根源する。

第二に、育成的林業の生産過程は、農業のそれとまったく相似的な形態を示すようになり、これを理論的に区別することが困難になる。育成林業の拡大は、ますますそれを強め、林業が農業化するような現象をしめすところから、育成林業が採取林業を母胎として成立した関係が見失われ、育成林業こそが林業の本源的形態であるかのごとき錯倒を一般化するにいたるのである。一たび錯倒されると、現象と本質はまったくおきかえられてしまい、本質的把握の手がかりは、もはや見出しがたくなる⁹⁾。

採取林業と育成林業の技術的な関係が、このように明白になるならば、ここではじめて、二つの形態の林業を経済学的に統一的して把握することができ、したがって林業の経済的構成概念を統一的に確定することができるというのだろうか。

林業における経済理論についての諸考察は、以上の林業の経済的構成概念を基盤としてのみ、その正しい方向づけをかちうるができる、と考える。

B. 林業の地代形態

マルクスが地代形態の原理的敘述を展開するに先だち、その緒論においていくつかの前提に言及している。ここでの考察に関して重要であると考えられる前提的諸条件についてみればつきのごとくである。

第一に、農業が製造業とまったく同様に資本制的生産様式によって支配されているということ、すなわち、農業が資本家によって経営されているような、一つの典型的な資本制社会が前提されている。これは資本の運動法則を原理的に解析し敘述した「資本論」を一貫している前提でもある。それにもかかわらず、マルクスが地代を考察するまえに、これをふたたび確認するように強調しているのは、現実の地代現象に、異質的な附加物が包含されていることに深甚の関心ははらわれたからであろう。「地代—すなわち資本制的生産様式の基礎上での土地所有の自立的、独自のな経済形態—を科学的に分析するためには、地代をば、これを不純にし曖昧にする一切の附加物から純粹かつ自由に考察することが極めて重要であるが、他面土地所有の実際的作用を理解するためには、また地代の概念および本性と矛盾しつつも地代の実存諸様式として現象する幾多の事実を理論的に洞察するためすらも、理論上のかかる混濁の源泉たる諸要素を知ることが同じように重要である」¹⁰⁾と

のべられていることが、それをしめす。地代を不純にしあいまいにする附加物として、平均利潤あるいは標準的労賃、またはこれら両者からの控除部分が、借地料の一部に吸収されて地代の姿態で現象する場合の、これらの控除分とともに、土地に合体された資本の利子があげられている。すなわち、後者の土地資本の利子は「借地農業者によって土地所有者に支払われる地代の一部分をなしうる。だがそれは、土地としての土地—それが自然条態のままか耕作されているかを問わず—の使用に支払われる本来的地代を構成するものではない。土地所有の体系的論究は吾々の計画の範囲外に横たわるのであるが、かかる論究のところで土地所有者の収入中のこの部分が詳しく敘述されるべきであろう。」⁹⁾と、地代の原理的考察の場から、はっきり排除されている。

「資本論」における地代の敘述は、このように、純粋な土地の所有にたいしてのみ支払われる地代形態を考察したのである。とすれば林業における地代形態を解析するにあっても、この前提に充分な考慮がはらわれなければならない。具体的にいえば、原理的な地代理論を、採取林業の土地改良投資形態にあたる育成林業に、機械的にあてはめて考察することが適当であるか否かがまず検討されなければならないだろう。自然的土地の客観的豊度を、資本によって人工的豊度をつくり出すという経済的機能においては、育成＝造林生産過程は農業における土地改良と相違はない。しかし、土地改良資本のある種のものには永久的にあるいは長期的に土地に合体され、その資本—それはとくに土地資本と名づけられる—の利子が地代に転化されるのにたいして、育林資本の主要な形態は、長期的に土地に合体されるにしても、その長期性は、人工的豊度をつくり出すために要する長期性であって、一度の採取利用によって、その資本価値はのこらず、林業生産物のなかに移転する。あきらかに流動資本範ちゆうであって、土地資本ではなく、したがって、その利子が地代化されることはない⁹⁾。これは、採取産業である林業が農業と大きく相違するところである。育林資本が、土地資本範ちゆうではないゆえ、その介在は、地代にならぬ不純な附加物を添附しないことをもって、ただちに、原理的地代理論の適用にすすむことは早計であろう。それは、育林資本は、土地資本ではなく、したがってその利子の地代化現象が生起されることはないといえ、育林資本は長期的に土地に合体し、年々その客観的豊度をたかめるといふ、特徴的な技術的性質のゆえに、次項でもう少し詳しくみるように、利子生子資本に擬制化される特徴的な性格をもつ資本と考えるからである。このような機能的産業資本とは異質な資本の介在は、林業における本来的地代形態をあいまいにするものである。したがって本来的な林業地代の解析にあたっては、育成林業は除外し、採取林業のみに限定しなければならないだろう。

〔イ〕 差額地代

林業の原基的、本来的生産形態として採取林業をここでの考察の対象とするならば、

一般理論によって、その地代形態を解析することに、さして困難な問題は生じないだろう。同等面積の相異なる林野的土地に充用された、同等分量の資本は、不等な収穫をもたらす。それらの不等な収穫をもたらす二つの一般的な、資本とかわりがない原因は、林野的土地の、豊度と位置であることに、なんら疑をさしはさむ余地はない。この資本にかかわりがない原因によって生じた超過利潤が地代に転化されて、差額地代が成立するメカニズムについても、もはや詳述するまでもなく十分理解されているところである。

ところで、一般地代理論の研究においても十分きわめられていなかったがために、不正確な理解が、そのまま林業地代形態の考察にとりいられ、大きな混乱を結果した一つの問題がある。それは、充用される等量の資本の有機的構成が、捨象されていることに関しての問題である。「資本論」における地代の考察は、等量の資本がもたらす不等な収穫の原因を、資本とかわりがない一般的な二つの自然的条件—豊度と位置、とくに豊度—に求めて展開されているゆえに、資本にかかわるところの、有機的構成については、一応捨象されている。しかし、捨象されているということは、等量の資本でありさえすれば、その有機的構成の差異は問わないことを意味するものではない。そうではなくて、捨象してさしつかえがない状態が想定されているのであって、そのような状態とはとりもなおさず、その有機的構成も同等であることを意味している。等量の資本の充用とは、同等な有機的構成をもつ資本の充用の意味にほかならない。同等な有機的構成をもつ資本の充用をさらに具体的にいうならば、比較される諸資本の採用する技術は、同じ水準にあることが想定されているのであって、ことなつたものであってはならないことになる。進んだ技術の採用によってあげられる単位当りの高い収穫と、その反対の低い収穫と間には、当然不等性が出現するが、この不等性は、資本の構成にかかわる不等性であつて、差額地代形成の源泉であるそれとはなんらのかかわりもないのであろう。これは明瞭に理解されているようにみえて、実はそうではない。採取林業と育成林業を、並列的に、同一平面においてこれをとらえ、地代理論を適用しようとする方法論に、あるいはまた、この生産方法の差異を無視して、原理的な地代法則が、林業にも貫徹するという主張に、その理解の不十分さが露呈されているのである。筆者は、育成林業は、特徴的な育林資本が介在することの理由をもって、本来的差額地代の考察にあたっては、採取林業のみに限定すべきであつて、育成林業については、別の考察方法がとられなければならないとしたが、たとえ、育成林業について、原理的な地代理論が適用される側面があつたとしても、採取林業と同一平面で、並列的な考察を行なうことは、地代理論を混だくさせる因をつくることになるだろう、と考える。

本来的林業地代における豊度の概念については、前項で詳しくみたところであるから、再述の必要を認めないが、ひとしくその重要性がとくに強調される、自然的土地のもう一

つの属性である位置について、筆者の理解をのべておこう。豊度の概念に「自然的」と「経済的」の二つの意味が包含されているように、位置の概念にも、二つの意味が含まれている。自然的位置で概念される客観的な条件は、市場までの空間的距離と地形をあげることができるだろう。これが、ある一つの位置を一定の位置たらしめる林野的土地の主要な自然的客観的条件である。

ところで、位置は、この属性の自然的、客観的条件の人工的改造によって変化せしめられると同時に、それ自体が一定不動であっても、一般的な社会経済的与件の変化によっても、変動する。その具体的な例示でみれば、中心的市場の移動がそれであろう。市場は林野的土地とかかわりなく形成されて、その経済的距離を変化せしめる。しかしここでは自然的条件の改善にかかわる輸送手段についてのべよう。低い段階における運材技術は、自然的存在たる地形の特徴的な一部を利用しうるにすぎないが、すすんだ技術は、その地形を多面的に利用し、位置を相対的に優位化する。粗末な道具による運材よりも、より進歩した道具による運材が、さらにそれよりも機械による運材の労働生産性が高いことは、土地の属性としての位置の可能的な生産力が、より多く現実されたことを意味している。

しかし、運材技術の発展的な変化は、多くの場合、位置の自然的、客観的条件の改造をとまなう。かかる場合が、林業における位置の問題において、決定的な重要性をしめるのである。運材、一般的に輸送は、特殊な生産領域をなすのであるが、この生産過程において、もっとも重要な機能をもつものは、輸送に用いられる要具である。輸送要具は独立して単独にその機能を発揮するものではなく、道路、海面、水面などを媒介としなければならない。海面、水面などについても同様であるが、道路を媒介とする輸送について考察をすすめるならば、道路と輸送要具は密接不可分の関係にあるといえよう。単なる畜力による輸送が可能な道路状態にあっては、車をつけた畜力による輸送は不可能であり、牛馬車道の路面にトラックを走行させることはできず、森林軌道も、路面をそのまま利用することも困難な場合が一般的である。すなわち、それぞれの輸送手段は、それに適合する道路状態—幅員、カーブ、勾配、路面などの状態—を要求する。輸送手段の改善発達は、例外がないといえるほど、道路の改善改修をとまなうわけである。

そこで、道路の改善、改修は自然的位置といかような関係をもつであろうか。それは、地形の局部的な改造であるが、広い面積にわたって影きようをもつところの、客観的自然的位置それ自体にくわえられた改造であると、理解することができるだろう。この客観的自然的位置条件の変化を媒介として、新しいより進んだ輸送手段が採用され、空間的な自然的距離は不動であっても、経済的距離はいちじるしく変化せしめられる。位置の差をたんに「経済的な距離の差」とする単純な理解の仕方によっては、つぎにみるような、林業における位置の問題の決定的に重要な側面が、無視されてしまうだろう。林業における位

置の重要な側面的問題は、上述の位置の改善に投じられる資本の問題である。育林資本が、自然的豊度にかえて人工的豊度をつくる、林野の土地を生産手段とする自己完結的生産過程を内容とするものであったのと、位置の改善資本=林道資本は、ほぼ相似的な関係にあることに注意されなければならない。育林資本も林道資本も同様に、客観的な林野的土地の属性を人工的に変化せしめ、その可能的生産力を高める機能を内容とするとはいえ、その経済的機能上では、明確に区別されなければならない。そのちがいは、育林資本は、自然的期間としては長期的に土地に合体されるが、経済的には一時的合体にすぎない流動資本範ちゆうであるのたいして、林道資本は、経済的にも長期的に土地に合体される固定資本であり、いわゆる土地資本の範ちゆうに含まれるものである。したがって、この項での地代形態の考察にあたって、前提的に排除されたところの、地代を不純にしあいまいにする附加物的存在であり、地代の異種の成分をなす利子を生む資本であることが確認されなければならない。

林道資本によって人工的に変形された林野的土地が、原理的意味における本来的地代考察の対象からのぞかれるとすれば、まったく自然のままの位置条件が維持されている原生林のみが、考えられなければならないことになるだろう。げんみつにいえば、加工されない自然はほとんどないにひとしい。なんらかの形で、自然はたえず人工的に加工され、変形されている。市場に通ずる輸送路は、いかに天然の地形をそのまま利用されているようにみえる場合にあっても、なんらかの変形がくわえられている。ただそれらの加工が歴史的な場合には、資本制生産は、前提的な自然条件としてこれをうけいれる。そのような歴史的な自然は問わないことが前提とされるから、技術的には加工された自然であっても、資本によって加工されたものでないかぎり、経済的には、自然そのものと理解してきつかえはないだろう。

林道資本の性格にふれた序に、つぎの事実を附記しておくことは、地代の現実的形態を誤解しないために、必要であると考えられる。

それは、豊度についての考察において、採取林業の対面する客観的豊度の自然力形態と、育成林業のそれとが、いちじるしくことなつた姿態をとつてあらわれ、林業にいわゆる「二つの自然力」が作用するとき現象をしめしたが、林道資本の場合においても、位置について、「二つの自然力」の作用が看取されることである。すでにのべたように、自然のままの位置条件を客観的に規定する要因として、空間的距離と地形をあげた。ところで、人工的位置をつくりだすところの林道資本の生産過程は、土地を不可欠の生産手段とする自己完結的な過程である。このことから一種の土地産業的な性格が附与される。そこで必然的に、この資本の生産性に影きょうをあたえる、資本にかかわりのないところの、一般的な要因として、自然的土地の豊度と位置が問題とされなければならない。この林道資本

が対面する土地の位置と豊度は、疑もなく土地の属性ではあるが、林業資本が直面した林野的土地の豊度および位置とは関係のない、別の種類の自然力であろう。すなわちその具体的な内容として、基岩の種類と状態、砂れき採取の便不便などが、例示されるだろう。これは林業とはまったく無関係な、道路建設資本一般が共通的に当面する土地の属性に関するものである。ただそれは、採取林業と育成林業の場合のように、明白な二つの自然力という現象を露呈しないところから、たんに一つの自然力のごとくあいまいに考えられてきたのである。高い豊度をもちながら中心的市場への自然的距離は短い条件にあって、その経済的距離が短縮されえない原生林を、現実によくみるのは、林道資本が当面する自然的土地の豊度および位置の要因にもとづくものと理解するべきであろう。

以上は、差額地代 I について考察したのであるが、これを基礎として、同一土地に継起的に投下される可分的な資本の不等な生産性に由因する差額地代 II に論点をすすめよう。

すでに、育成林業における地代が、採取林業地代を I とするところの差額地代 II であるとするような誤謬は、排除されていると考えよう。また、育成林業それ自体ここでの考察対象からのぞかれているから、育成林業で継続的に投下される資本の不等な生産性によって生ずる地代を差額地代 II とする見解も、その可否を問う問題となりえない。そこで、本来的意味における差額地代 II は林業に存在しうるかどうか、ここでの問題となるだろう。

採取林業で差額地代 II としてもっとも考えられうる、一般的な例示によって検討してみよう。すなわち、林業の継続的な追加投資の典型的な形は、林分のうちからまず大径優良な部分をもって構造、加工用材を生産し、ついで、より小径低質部分をパルプ用材とし、そのいずれにも利用しえない部分から薪炭材を生産する。この継続的な資本充用のうち、どの資本がもっとも生産性が高いかは、にわかにかここで論定することはできないが、構造、加工用材生産に充用される第一次投資をもっとも生産性が高いと仮定し、薪炭材生産に投じられる、第三次投資が最低であるとすれば、第三次投資には差額地代はなく、第一次、第二次投資に差額地代 II が生ずる、と考えられるであろう。事実、林地単位面積当たり地代量の増大の相当部分は、追加投資によって生みだされる地代の増加に負っている。ところでこのような地代形態を本来的な差額地代 II とすることができるだろうか。たしかに現象的には差額地代 I を基礎とし、同じ林地を対象とする継続的な投資による資本間の生産性の差異にもとづく地代のようにみえる。しかし、それはげんみんな意味での差額地代 II と考えることはできない。なぜならば、差額地代 II を形成するそれぞれの投資において、本来的意味におけるそれは、同質の技術が前提されなければならないのに、この例示の場合には、異質の技術が採用されているからである。差額地代 I に基礎づけられているかに

みえて、正しくはそれにもとづいていない、と考えるべきであろう。

豊度を位置にかえても問題はほとんど同じであろう。石渡氏も、原理的な理解から若干はなれたところに、差額地代 II の成立を立証されようとしている。すなわち、「農業の差額地代 II は『同一面積の土地の上に同一構成=等量の各資本が累増的に投下される場合形成される』という仮定で問題を進めた。そしてこの仮定は林業にも完全に妥当する。しかしこの仮定は農業とこの林業とはニュアンスの差をもつ。農業では主として一定の固定した同一面積への追加投資であり、それによる土地収量の増大であるので、同一構成=等量の各資本が累増的に投下されるという仮定が、法則確認の基礎として極めて妥当なのであった。ところが、この林業でも同様の法則をみる限りその仮定で正しいのであるが、主として追加投資が伐出、運送過程であるので、追加投資の資本の構成が高度化する方が一農業でもそうだが一自然であるし、その上その高度化がこの林業では農業以上に資本の生産力を高めるのである」¹⁰⁾と。同一の有機的、技術的構成の累増的投下は、「林業にも完全に妥当する」といわれながら、その裏づけが示されず、かえって有機的構成のことになった一高度化された追加投資についてのみ敘述されるのである。これはニュアンスの差ではなく、原理的な差ではないだろうか。本来的な意味の差額地代の考察において、「同一の有機的構成」という規定は、このように軽視されてもさしつかえないものなのだろうか。筆者はこのような理解に同意することはできない。林業は採取産業であって、林野的土地利用の権利を可視的かつ計測しうる形で成立している林木の売買という形で譲渡される貸借関係から、本来的な差額地代 II はその根拠を見いだしがたいものであらうと考える。

〔ロ〕 絶対地代

最後にきわめてかんたんに絶対地代の形態にふれよう。筆者のこれについての理解をかんたんに示しうるのは、ただ一つの限定をつければ、石渡氏のこの地代形態についての敘述は明確であって、異論をさしはさむ余地はほとんどないと考えるからであって、林業において絶対地代の問題がしめる位置が低いという評価にもとづくものではない。かえって現実的な林業地代の理解あるいは分析においては、絶対地代の問題は、きわめて重要な位置をもつであらうと考える。

石渡氏の絶対地代の理解で、排除されなければならない誤は、「造林業としての林業と地代」¹¹⁾の項でのべられている「天然更新と絶対地代」および人工造林の「絶対地代の場合」の部分である。この誤は、すでにのべてきた林業および地代理論についての理解の仕方でも明白のように、部分的な錯誤というべきものではなく、理論体系につらなる誤謬というべきであって、この部分の敘述はすべて排除されなければならない。形態的な類似につられて、適用すべからざる場に、機械的に地代理論を展開されたもっとも悪しき部分であり、その結果採取林業よりも集約化された育成林業において、かえって絶対地代の成立条

件がき弱になるという背理に自らおちこまれたのであった。

- 注 1. 前掲：資本論，第三部，[p. 867]
2. 加用信文：農業における土地の経済的意義，農業総合研究，7-1，1~59，昭和28年，「われわれの問題とする自然は，いうまでもなく利用しうる自然である。したがって，その利用のしかた如何によって同じ自然力も異なった自然力として現われる。従来の地代論では，もっぱらこの利用のしかたの差異を捨象した土地の自然力の差異に，視点を集中するのである」[p. 8]という叙述はこの場合きわめて示唆にとむものと考えられる。
3. 採取林業を鉱業に比定してきた従来の支配的な説は，再考されなければならない。
4. 前掲：資本論，第三部，[p. 916]
5. 前掲：農業における土地の経済的意義，[p. 25~26]
6. 吉田正男：林業経営学通論，昭和36年刊，[p. 24~29]
7. 前掲：資本論，第三部，[p. 879~880]
8. 同書，[p. 872]
9. 拙稿：大林野所有における育林生産の構造，倉沢博編「日本林業の生産構造」昭和36年刊，所収，[p. 97]参照。
10. 前掲：林業地代論，[p. 112~3]
11. 同書，[p. 125~149]

4. 育成林業と地代理論

林業なる産業は石渡氏のように採取林業と育成林業の二範ちゅうに分割して理解さるべきではなく，また高橋氏のごとく，二つの明らかにことなつた生産方法あるいは生産形態を無視して，無差別な一形態としてみることは誤であつて，二つのことなつた生産形態は，技術的視点で解析すれば，採取林業の技術的發展形態が育成林業であり，資本の観点からすれば，育成林業は採取林業の，より資本的に集約化された形態である，とするのが筆者の理解の第一の基本点であつた。第二の点は，本来的な地代についてのべた「資本論」にあつては，もっとも純粋な形態の地代が解析されているのであつて，不純な，さまざまな附加物をもつた現象的な，あるいは現実的な地代については，考察の対象からのぞかれている，という理解から，林業において本来的な地代が考察される場合は，採取林業に限定すべきである，という主張である。

そこで，中途までの解明にとどめられて，半ばをのこした問題が一つあつた。それは，採取林業の發展形態である育成林業に「だがそれは〔地代の一部分をなしうる土地資本の利子—引用者〕，土地としての土地—それが自然状態のままか耕作されているかをとわず一〇使用に支払われる本来的な地代を構成するものではない。土地所有の体系的論究は吾々の神画の範囲外に構わるのであるが，かかる論究のところでは土地所有者の収入中のこの部分が詳しく叙述されるべきであろう」とのべられていることわり書きを，なぜ適用するのか，という問題である。いかえれば，育林資本は，いわば，森林改良資本あるいは林分改良

資本と規定しえても、土地資本と同じ性格の資本であることの証明がないかぎり、本来的地代の考察から除外する理由づけは成立しない、ということであろう。したがって、まずここでのもっとも大きい問題は、育林資本の性質規定、土地資本との経済的性質の比較論考である。

すでにのべたように、育林は自然的土地の客観的豊度を維持ないし高める技術的性格は、土地資本範ちゅうの土地改良と同じであり、そのために充用される資本の性格も、この技術に即した側面では、同じであると考えることができる。だが、土地改良諸資本のある種の資本が、とくに土地資本という規定をうけるのは、特殊な価値生産とその価値移転の仕方、すなわち、その価値は土地に合体され、価値移転は土地としての土地と融合して機能する、過程を通じて行なわれることにあった。このことの結果から、具体的な現象としては、土地所有者に帰属してからの価値移転は、地代の一部に含まれた形で行なわれる。

しかるに、育林資本は、自然的時間としては長期にわたって土地に合体されるが、経済的には一時的合体にすぎない。土地に合体された育林資本は、一循環の生産行程で、すべての価値を移転し終るのであって、つぎの生産循環まで価値を残留せしめることはない。したがって、資本範ちゅうは流動資本に属し、土地資本が、固定資本範ちゅうとされるのとは、決定的にことなるものでなければならない。だがまた土地資本とことなるもう一つの点に留意されねばなるまい。それは、土地資本は、他の固定資本と同じように、耐用しうる期間にわたって、一定の変化することのない使用価値をもちつづけるのにたいして、育林資本は、はじめの一定期間はほとんど使用価値をもたず、年月を加えるにつれて使用価値は増大し、つぎの一定期間ののちは、平均的な大きさの使用価値をもちつづけるのである。しかも、この使用価値の増大および平均的な維持は、ほとんど新たな労働による価値の追加によってもたらされるのではなくて、自然の力にゆだねられるのである。森林改良という行為が無機的な手段ではなく生育に長期を要する植物なる有機体を主体的な手段とするとところからくるところの、技術的な特徴なのである。

ところで、かかる技術的特徴は、経済的にいかなる意味をもつことになるのであろうか。育林資本は土地に合体されている。したがって、育林資本の価値の体現物たる林木の使用価値の、自然的な増大は、同時に土地の使用価値の増大として、社会的な価値評価が行なわれる。

採取林業の伐採跡地に成立する林分と対照すれば、この意味が明瞭になるだろう。伐採されたあと一定期間は自然的豊度はなきにひとしく、しだいにその豊度はたかまってゆく。そして、ある一定期間ののちには、ある一定の高さの自然的豊度を持続する。採取林業のこの自然的豊度の形成形態と、育成林業のそれとは、豊度を形成する端緒が、自然力そのものであるか、資本によってつくられたものであるかであって、豊度形成の大部分を

しめる期間は、技術的には、まったく同じであるといつてよい。採取林業地における、自然的な豊度の高まりは、同時に地代の自然的な高まりである。

このように、時間的な経過と相対的な関係をもって、地代が変化運動する林野的土地が資本制下において商品化される場合、どのような法則が、これを規制するであろうか。伐採後 20 年をへた単位面積の土地の林木蓄積—自然的豊度の具体的形態—は 600 石あったとしよう。そして 10 年を経過した 30 年目には 1,000 石になるものとしてしよう。20 年の林地は 600 石の使用価値で、また 30 年目のそれは 1,000 石の使用価値で評価され、前者の地代が 150 万円とすれば、後者は 250 万円となる。すなわち 10 年間に 100 万円の地代が増加したことになる。この増加は、木材市場価格の変動によるものでもなく、土地所有者の何らかの創造的行為によるものでもない。それはまったく林野的土地の自然的な属性にすぎない。20 年目の林地に 150 万円の地代を支払って 10 年間この土地を自由にする権利の譲渡がえられるとすれば、10 年後に 250 万円の地代を取得し、結果として 100 万円を純取得することができるだろう。しかしこのような林野的土地の貸借は行なわれえない。なぜならば、20 年目の地代が 150 万円であっても、10 年後に 250 万円の地代を実現できうる、すなわち年平均 10 万円の収入をもたらす使用価値を体現する資本とみなされるからである。この資本の使用価値を譲渡する場合は、普通の利子歩合を 5% とすれば、その年収入の資本化、つまり 10 万円を資本化した 200 万円が譲渡価格とされるだろう。かくして、林地の新たな権利取得者は、農地やその他の土地取得者と同じ歩合の利子=地代をうけとることになる⁹⁾。「資本論」は、かくのごとき地代の利子化について、つぎのように敘述している。

「地代は別の形態でも利子と混同されえ、かくして地代独自の性格が誤認されうる。地代は、土地所有者が年々地球の一片を賃貸することによって得る一定額の貨幣の形態をとる。すでにみたように、一定の貨幣収入はいずれも資本化されうる、—すなわち、ある想像的資本の利子と看なされうる。だから、たとえば中位の利子歩合を 5% とすれば、年々の地代二百ポンドも資本金四千ポンドの利子と看なされうる。こうして資本化された地代こそは土地の購売価格または価値をなすのであるが、これは一見して明らかに、労働の価格とまったく同じように不合理な範疇である。というのは、土地は労働の生産物ではなく、したがって何らの価値ももたないからである。だが他面、この不合理な形態の背後には、一つの現実的生産関係が伏在している。もし一資本家が二百ポンドの年地代をもたらす土地を四千ポンドで買うならば、彼は四千ポンドの 5% だけの年平均利子を得るのであるが、これは、彼がこの資本を利子生み証券に投下した場合、または、これを直接に 5% の利子で貸出した場合とまったく同じである。これは四千ポンドの資本を 5% で利殖することである」¹⁰⁾。

自然的豊度の増大に基礎づけられる地代の増大は、結局、農地における年々の地代実

現と同性質であり、たんなる発現形態の差にすぎないことが、以上によって理解されるのであるが、この採取林業地代の資本化と育成林業における育林資本とは、どのように識別されるだろうか。育林資本が投下された事実を知らない者にとっては—土地を購入し、その資本にたいする利子=地代を得ようとする利子生み資本にとっては、資本が投じられていようと、いまいと関心するところではない—この二つを識別することはできない。ここに、育林資本による人工的豊度が自然的豊度に擬せられ、自然的豊度を対象とされた「ある想像的資本」は、人工的豊度をつくる現実の育林資本に擬せられて、そのまま代置される根拠が存在する。かかる擬制化ないし代置によって、育林資本は、利子を生み資本として観念され、現実にもそのように機能するのである⁴⁾。

機能的生産過程に充用される資本は、原理的には、産業資本として平均利潤を受けとるべきものと想定される。「資本論」に展開された原理的な考察の段階では、かくべからざる前提である。しかし「経済的發展が進むにつれて、一国の総地代へのたえず増大する追加分をなすに違いない」ところの土地資本の利子が地代の異種的成分をなす領域の考察においては、かかる前提は修正されざるをえない。資本の再生産の運動は、対立する異質的な土地所有にたいして、たえず同化すべく働きかけ、土地所有は資本の運動過程にとりこまれる。土地資本の蓄積をつぎのように評価することも可能であろう。すなわち「資本がもともと土地所有を指定したのは、資本の再生産の運動が自己と異質な自然力たる土地を自己の生産条件の一部としなければならないために、必然的におこなわれたのであるが、そして、そのかぎりでは土地所有範疇は資本法則の一部としてのみ存在しうるのであるが、なお資本に対立する制限であることにはかわりはなかった。土地資本の蓄積は、このような異質な対立物としての土地所有を、しだいに資本と同質なものに転化させようとする資本そのものの本質的性格のあらわれなのである」⁵⁾。それゆえに、このような発展段階における地代現象についての考察は「土地所有の体系的論究」の領域に属し、「資本論」の体系的敘述の「計画の範囲外」におかれたものと解されるのである。

育林資本は、くりかえしてのべるように、土地資本ではない。しかし、技術的には土地資本と同質の機能をにない、かつ経済的にも類似する性格を、その一側面としてもっている。現象的には、いかに産業資本のごとくみえようとも、それはあくまで現象にすぎず、経済的には、産業資本とことなる機能と運動を行なう資本範ちゅうに属するものである。

育林資本の林業生産における横および縦への発展は、本来的林野の土地所有をますますすかげのうすいものにし、その背後におしこみ埋没せしめると同時に、本来的地代形態をも消滅せしむるがごとく現象を一般化する。土地資本は異質の構成分を追加はするが、本来的地代は、まだ消滅するごとき現象は呈しない。林業においては、本来的地代は消滅し、異種類の地代形態がこれにかわるごとき現象をしめすのである。

土地資本あるいはそれに類比される育林資本の介在は、資本と土地所有の関係を不純にし本来的地代形態を現象的にあいまいにはするが、そのもとでの地代の発現姿態は、原理的地代理論に規制されることはいうまでもない。すなわち、育林資本が介在しても、この資本の特殊な運動法則に照応して、いわゆる育成林業地代が顕現するのである。この場合の形態的な差は、特殊な一機能的産業資本から区別される一育林資本の存在と、その利用対象となる林野の土地の自然力が本来的林業の場合のそれとことなるにすぎない。ここに、林業地代をきわめて理解しがたくした現実的な根拠があり、原理的地代考察と現実的地代姿態の考察とが、分離しがたくからみつき、林業地代の解析を混迷におとし入れた根源があったのである。

筆者の林業および地代理論についての理解は、まだけっして充分であるとはいいがたいにしても、これまでのもろもろの混迷をときほぐす基本的な解析の方法が以上によって明らかにされたと考えるのである(1961. 12. 28)。

- 注 1. 佐野宏哉：土地資本としての林業，林業経済，141号，27～36，1960。本来的地代と，異質な附加物が混同してあらわれる地代現象を無差別に地代論のなかに包摂された佐野氏は，「地代の中に含まれる土地資本利子と虚偽の社会的価値」の問題を提起されるが，それ自体誤である。
2. 原生林あるいは天然林の森林—土地としての土地プラス林分—の価格は，ここで，一定樹令について例示したが，それは一般的理論にまで拡大しうる。成熟期が不確定であるから，まず伐期を決定する必要を生ずる。そのために，Bu式，土地希望価算式が案出され，それを最大にする伐期令との期関で，理論的土地価格は決定されるだろう。Bu式は育成林業のみではなく採取林業にも適合する。むしろ筆者の理解では，逆に採取林業の土地価格から育成林業のそれに拡張してゆくべきであると考えるが，それはまた別の機会における詳述にゆづらなければならない。
3. 前掲：資本論，[p. 877]
4. 拙稿：二形態的林業のもとにおける育林資本，林業経済，140号，22～34，1960。そのなかでの育林資本の利子生み資本への転化の説明は，このように再検討され，訂正を要するものと考えられる。
5. 玉城 哲：土地資本の理論，農村金融研究会，土地資本の理論的研究所収，昭和36年，[p. 53]

Summary

1. In the classical study of forestry very little attention has been given to research on the land-rent theory.

For the first time in Japan, this problem was brought forward by prof. Kinzo SHIMADA. Since World War II the research work in forestry from the economics stand point has been carried on positively by his successors taking always this aspect. At present, however, the problem has not yet been cleared up.

The writer believes that is due to two reasons,—one is lack of understanding of the social economics of forestry, and the other is insufficient understanding of the Land-rent theory.

2. Mr. Sadao ISHIWATA published a book called “Forest-rent” 1952. In this book first he described systematically the forest-rent theory. He considered that forestry falls into two categories;—the industry of logging and the industry of afforestation. According to his view, therefore, forest-rent means logging-rent just like mining-rent, and it simultaneously means afforestation-rent the same as agriculture-rent.

But the writer does not think his theory is right; he believes that the industry of logging is different from the industry of afforestation. The writer believes afforestation should be considered as a highly developed phase of the industry of logging. Mr. Shimezo TAKAHASHI objects to Mr. ISHIWATA's opinion that forestry is classified in two categories. But his theory has an utterly confused element because of his indiscriminate way of treating the two productivity phases of forestry.

3. It is obvious that there are two different aspects of production. These are the industry of logging and the industry of afforestation.

One must distinguish between them. But it should not be considered, as Mr. ISHIWATA did, that both methods have entirely different character and no connection to each other.

In the industry of afforestation, the process of production—the artificial planting of by forest trees—is an improved process to cultivate the forest after the artificial methods. In other words, it is re-form artificially a natural forest into a highly productive forest by investing labor in it. On the basis of this understanding the relation between these different types of production in forestry, our consideration of its basic theories will be aimed definitely at the industry of logging.

4. The form of rent in the industry of afforestation is not a pure one, but it is extremely modified. Accordingly, it must be excluded from our consideration of land-rent theory.

This consideration should further research work on advanced forest economics theory based on the land-rent theory.